

労働保険事務組合 事務処理規約

昭和59年4月制定

平成24年4月改正

平成26年4月改正

平成28年4月改正

松山市三番町四丁目4番地1 愛媛県林業会館3F
(林材業労災防止協会愛媛県支部内)
労働保険事務組合
(089) 948-8973

林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部
労働保険事務組合事務処理規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、本支部の定款第4条の規定により、本支部が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第2項並びに同条第3項の規定により準用する法第34条、第35条（第4項を除く）及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合、本事務組合に労働保険事務等を委託した組合員（以下「委託組合員」という。）及び委託組合員であつて労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第4章の2の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下「特別組合員」という。）の責任を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 委託組合員 本事務組合に労働保険事務を委託した者。
2. 特別組合員 委託組合員であつて労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第27条の規定による特別加入の承認を受けている者。

第2章 労働保険関係事務処理の委託

(労働保険関係事務の受託)

第3条 ① 本事務組合が委託を受けて処理する労働保険事務等は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務を除き、委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。

② 委託組合員が本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務の一切の処理を委託するものとする。

(委託事務の手続)

第4条 ① 本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務委託書（組様式第1号）を、提出しなければならない。

②本事務組合は、前項の労働保険事務委託書の提出を受けたときは、直ちに受託の可否を当該委託組合員に通知するものとする。

③本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第 18 号・石綿則様式第 5 号）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。

④労災保険法第 4 章の 2 の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

(委託の解除及び特別加入からの脱退)

第 5 条 本事務組合又は、委託組合員が労働保険事務等の処理を解除しようとするときは、7 日前までに労働保険事務委託解除通知書（組様式第 11 号）によって本事務組合又は委託組合員に通知しなければならない。

②特別組合員が労働保険事務処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条に規定する手続きを行い都道府県労働基準局長の承認を受けなければならない。

③本事務組合は、委託組合員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務処理の委託を解除することができる。

(特別加入からの脱退手続)

第 6 条 特別組合員が、労災保険法第 33 条第 1 号及び第 2 号又は第 3 号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者としなことを希望する場合、同法第 35 条第 3 項の規定により同法第 33 条第 3 号又は第 5 号に掲げる者の団体が、労災保険に係る保険関係を消滅させることを希望する場合又は、同法第 36 条第 2 項の規定により準用する同法第 34 条第 2 項の規定により同法第 33 条第 6 号又は第 7 号に掲げる者を労災保険の保険給付を受けることができる者としなことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第 3 章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第 7 条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告（組様式第 4 号）により、毎年 5 月 10 日までに本事務組合に報告しなければならない。

1. 事業の概要
2. 使用労働者について前年度中（前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日まで）に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込み額

3. その年度中の1か月平均の使用した労働者数
4. 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額
5. 本事務組合が、都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官からメリット事業に係る労災保険率及び都道府県労働局長から特別加入者に係る給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿(徴収則様式第19号・石綿則様式第6号)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。
6. その他事務組合が必要と認める事項

(一括有期事業開始届の報告)

第8条 法第7条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は、次の各号に掲げる事項をそれぞれの事業の開始した翌月5日までに、本事務組合に報告しなければならない。

1. 事業の名称及び事業の所在地
2. 予定される事業の期間
3. 建設の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所
4. 立木の伐採の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所

(被保険者の異動等に関する報告)

第9条 委託組合員は、その使用する労働者についての被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更等の異動、以下(「被保険者の異動」という。)又は委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動(以下「事業主の異動」という。)に関する公共職業安定所長に対する届書を作成するに必要な事実をその届書の提出期限の5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

②委託組合員は、雇用保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは被保険者証を提出しなければならない。

③本事務組合が第1項の通知を受けたときは、雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(省令様式第20号。以下「事務等処理簿」という。)に所定の事項を記載しなければならない。

④本事務組合が公共職業安定所長から被保険者の異動又は、事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理に当該会員の確認印を徴するものとする。

⑤本事務組合が雇用保険法施行規則第10条第1項・第2項・第13条第4項及び第14条第3項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するもの

とする。

(離職証明書に関する報告)

- 第 10 条 ①委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成するに足る事実及び当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）の交付を希望する旨又は希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。
- ②本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望する旨又は希望しない旨の通知を委託組合員から受けたときは、その旨を事務等処理簿に記載するものとする。
- ③本事務組合が雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所長に提出し、離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者に当該離職票を交付するものとする。
- ただし、当該離職者を使用していた委託組合員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

(労働保険料の納付に関する事項)

- 第 11 条 ①本事務組合は、委託組合員から第 7 条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料及び当年度概算保険料及び一般拠出金を算定し、納付すべき労働保険料を保険料納入通知書（組様式第 7 号（甲））により委託組合員に通知する。
- ②前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。
- ③本事務組合は、前項の規定による労働保険料の交付を受けた場合には、事業別労働保険料等徴収及び納付簿に労働保険料額及び受領年月日を記載しなければならない。
- ④本事務組合は、第 7 条の規定による報告を受け、第 2 項の規定による労働保険料等の交付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合は直ちに、所定の保険料・拠出金申告書を作成し、その全額を国に納付するものとする。
- ⑤本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料等その他の徴収金について第 3 期分までを国に納付したときは、その旨を委託組合員に通知するものとする。

(納入告知を受けた場合の事務)

- 第 12 条 ①委託組合員が法施行規則第 38 条第 5 項又は石綿則第 2 条の 5 第 5 項の規定による納入の告知を受けたときは、本事務組合は、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の 10 日前までに委託組合員にその納入告知書を送付しなければならない。

②納入告知書の送付を受けた委託組合員は、納入告知書に指定された納期限の5日前までに、納入の告知にかかる金額を納入告知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(督促を受けた場合の事務)

第13条 ①本事務組合は、委託組合員について法第26条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第26条第1項の督促状を受けたときは、労働保険料等徴収及び納付簿に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知しなければならない。

②前項の通知を受けた委託組合員は、督促状の指定納期限の5日前までに督促状の労働保険料を本事務組合に交付しなければならない。

(領収書の交付)

第14条 第11条、第12条、第13条に規定する場合において本事務組合は委託組合員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書(組様式第8号)を、すみやかに発行し、労働保険料等徴収及び納付簿に所定の事項を記載しなければならない。

(領収書控等の保存)

第15条 本事務組合は、委託組合員から労働保険料等その他の徴収金の交付を受け、これを国に納付したことを証する「領収書(控)」、「納付書・領収書」等を3年間保存するものとする。

第4章 事務組合の責任

(労働保険料の納付責任)

第16条 ①委託組合員が労働保険料その他法律の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、その金額の限度で本事務組合は政府に対してそれらの納付の責を負う。

②法第21条第1項若しくは第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第27条第1項に基づき、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第17条に規定の事由があるときは、その限度で本事務組合は政府に対する徴収金の納付の責を負う。

(追徴金の納付責任)

第17条 本事務組合は、次に掲げる場合、委託組合員にかかる追徴金の納付の責を負う。
1. 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第7条第1項にかかる保険

料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を経過し、政府により法第19条第4項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第4項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受け追徴金が徴収される場合

2. 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合

(延滞金の納付責任)

第18条 委託組合員にかかる延滞金で次に掲げるものは、本事務組合が納付の責を負う。

1. 委託組合員が督促状の指定納期限の5日前までに、労働保険料を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限までにその労働保険料を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合には、その延滞金の額

2. 第13条第1項の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の7日前までにその委託組合員に督促の通知を行わなかったため、督促状の指定納期までに納付ができず、そのため延滞金を徴収される場合にはその延滞金の額

3. 前2号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金

第5章 手数料

(手数料の額)

第19条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、委託組合員、及び特別組合員（以下委託組合員等という）から最低2,800円を限度とする労働保険料の3%相当の手数を徴する。

(手数料の納入)

第20条 委託組合員は、その年度の概算保険料及び一般拠出金を本事務組合に交付するとき、あわせて手数料を納付しなければならない。

第6章 会計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計)

第21条 本事務組合は、労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設けるものとする。

(労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計の収入・支出)

第22条 ①労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特

別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料その他の徴収金、法第 19 条第 6 項又は石綿健康被害救済法第 38 条第 1 項の規定により準用する法第 19 条第 6 項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等その他の徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料その他の徴収金の超過額、返還金及び事務費を支出するものとする。

②本事務組合は、委託組合員等からの労働保険料その他の徴収金のために交付を受けた金銭を、その目的以外に使用してはならない。

③本事務組合が委託組合員等から労働保険料その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときのほかは、伊予銀行の労働保険料等専用口座に預託しなければならない。この場合、労働保険料等その他の徴収金は、国に納付し又は委託組合員に還付する場合のほかは引き出さないものとする。

④委託組合員等が労働保険料その他の徴収金の納付のため本事務組合に交付した金銭が、納付すべき労働保険料その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該委託組合員等に返還するものとする。ただし、当該委託組合員等の承認によって未納の労働保険料その他の徴収金に充当することができる。

(労働保険事務組合一般会計の収入・支出)

第 23 条 本事務組合は、労働保険事務組合一般会計においては、第 18 条に規定する手数料、報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(経理年度)

第 24 条 労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計、及び一般会計の経理年度は林材業労災防止協会愛媛県支部の事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第 25 条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に別途定めるものとする。

(監査)

第 26 条 本事務組合は、毎年 1 回又は随時に労働保険事務等処理及び労働保険料等の預り金の処理について別途定める監事等の監査を受けるものとする。

第 7 章 報告

(総会等への報告)

第 27 条 本事務組合は、毎年 1 回林材業労災防止協会愛媛県支部の総会等の議決機関において労働保険料等その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

第8章 特定個人情報の保護

(特定個人情報保護の徹底)

第28条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する特定個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、特定個人情報の保護を徹底しなければならない。特定個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、林材業労災防止協会愛媛県支部の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。

附 則

(承認)

第1条 本事務組合は、この規約について林材業労災防止協会愛媛県支部の総会等の議決機関の承認を得るものとする。

(施行期日)

第2条 この規約は、林材業労災防止協会愛媛県支部が労働保険事務組合として厚生労働大臣の認可を受けた日から施行する。